

日野町RPAシステム導入業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「日野町RPAシステム導入業務」において、企画提案書を比較検討し、業務の委託先を決定するために行う公募型プロポーザル（以下「公募型プロポーザル」という。）の実施に際して必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

職員の業務負担低減を図るため、定型業務の自動化を行うRPAシステムを導入するための公募型プロポーザルを実施する。

本プロポーザルは、RPAの機能、操作性・利便性はもとより、導入や運用に係る支援内容や、知識、技術、実績及び企画力等を総合的に評価し、優先交渉者として選定する。

2 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

日野町RPAシステム導入業務一式

(2) 業務の仕様

別紙3「日野町RPAシステム導入業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 提案上限額（月額費用）

198,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） 3ライセンス分

なお、初期構築費が発生する場合は月額費用に含めるものとする。

また、3ライセンスのうち最低1ライセンスはRPAのシナリオ作成・実行ができるものとする。残りの2ライセンスはRPAのシナリオ実行の機能のみでも可とする。

(5) 納入場所

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町総務課

(6) 契約する者

鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町

日野町長 塚田淳一

(7) 契約担当部局

日野町総務課

3 公募型プロポーザルへの参加

(1) 公募型プロポーザルの参加資格

この公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者

とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、日野町及び他の公共機関（国、地方公共団体等）から指名停止措置を受けていない者であること。
- ウ 本件調達の公告日から本件業務の参加表明書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- オ 日野町との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。
- カ 提案するシステムについて、国や地方自治体への導入実績を有すること。なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、日野町競争入札参加資格申請書類を本プロポーザル参加申請を提出するまでに2の（6）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に5の（8）のイの場所に必ず連絡すること。

（2）日程及び手続並びに企画提案書

ア 基本的な日程及び手続の流れ

- ・令和5年12月18日（月） 調達公告
- ・令和5年12月25日（月） 質疑書提出期限
- ・令和5年12月28日（木） 質疑回答
- ・令和6年 1月 5日（金） 参加意思表明書提出期限
- ・令和6年 1月 9日（火） 参加意思表明書の審査結果通知
- ・令和6年 1月12日（金） 企画提案書の提出期限
- ・令和6年 1月16日（火） 第1次審査結果通知
- ・令和6年 1月23日（火） プレゼンテーション審査
- ・令和6年 1月26日（金） 最終審査の結果通知

イ 手続等

（ア）公募型プロポーザル実施要領等の交付

（イ）の交付資料（以下「公募プロポーザル実施要領等」という。）公募型プロポーザル実施要領等は、令和5年12月18日（月）から令和6年1月5日（金）までの間に、日野町ホームページから入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

a 交付期間及び時間

令和5年12月18日（月）から令和6年1月5日（金）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

b 交付場所

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町総務課

(イ) 交付資料

a 日野町RPAシステム導入業務公募型プロポーザル実施要領（様式第1～6号を含む）

b 仕様書

ウ 公募型プロポーザル参加者に要求される事項

(ア) この公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を日野町総務課に、令和6年1月5日（金）午後5時までに次のとおり提出すること。

a 参加表明書（様式第1号）1部

b 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）1部

(イ) 公募型プロポーザル参加者は、(ア)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(ウ) (ア)により提出された書類を審査し、その結果について、令和6年1月9日（火）までに通知する。

(3) 質疑の取扱い

ア 質疑の受付

この公募型プロポーザルに関する質疑は、質疑書（様式第5号）を作成し、電子メール又はファクシミリを利用して提出することとし、原則として訪問や電話による質問は受け付けないものとする。

イ 提出期限

令和5年12月25日（月）午後5時まで

ウ 提出先

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町総務課

エ 質問に対する回答

質問のあった事項については、回答状況を日野町ホームページで令和5年12月28日（木）までに公開する。

4 企画提案書の作成及び提出方法

(1) 企画提案書の内容（項目）について

ア 企画提案書では、仕様書に示す本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課

題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

イ 企画提案書に記載する内容は、提案価格の範囲内で実現可能なものに限る。

(2) 企画提案書の書式

ア 用紙等

A4判用紙横置き、長編綴じ、ワープロ印刷を原則とする。

イ ページ数

企画提案書は、30ページ以内を原則とする。30ページを超える場合は、概要版を併せて提出すること。

(3) 企画提案書の提出方法及び提出期限並びに提出物について

ア 企画提案書提出書の作成及び提出

企画提案書を提出する者は、日野町RPAシステム導入業務企画提案書提出書(様式第3号。以下「企画提案書提出書」という。)及び会社概要及び業務実績(様式第4号)を作成・添付し、価格提案書(様式第6号)とともに、企画提案書を提出すること。

イ 提出方法

本業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、企画提案書を紙媒体及び電子ファイルで作成し、持参又は送付すること。なお、送付による場合は、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、ウの場所に送付すること。

ウ 提出期限及び提出場所

(ア) 提出期限: 令和6年1月12日(金)午後5時まで

(イ) 提出場所: 〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町総務課

エ 提出物及び提出部数について

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

※企画提案書は1部を除き、社名、社印その他当該社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※提出書類について社印等は不要とする。

※電子ファイルはCD-R又はDVD-R1枚に保存して提出すること。

※提出する媒体には、社名を記載すること。

(4) 提出物に関する問い合わせ

(3)の書類の内容について、文書、電子メール、電話等により問い合わせを行う場合がある。

5 企画提案書、提案価格額の評価及び最優秀提案者の選定、契約の締結

(1) 企画提案書の事前書類審査(1次審査)

参加申込者が4者を超えた場合に実施する。

4の(3)のウの(ア)の提出期限後、企画提案書の基本事項の適否について審査を行う。

審査に適合した企画提案書は、日野町公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(日野町RPAシステム導入業務プロポーザル審査会)(以下「審査会」という。)の委員に速やかに送付し、審査会の委員は、評価基準書に従い、事前審査を行うものとする。

本書類審査の上位3者のみが以下のプレゼンテーションによる最終審査を受けることができる。

第1次審査の結果について、審査結果を令和6年1月16日(火)に全ての提案書提出者に通知を発送する。

(2) プレゼンテーションによる審査

公募型プロポーザル参加者は、審査会の委員を集めて実施するプレゼンテーションにより、提案説明を行うこととし、審査会の委員は、その説明を聞いた上で、最終的な評価を行うものとする。

なお、説明の機会において、企画提案書以外の資料を使用してもよいが、企画提案書以外の資料及び提案内容は評価の対象とはしない。

また、プレゼンテーションの実施方法は概ね次のとおりとするが、最終的に決定されたプレゼンテーションの実施時間、場所等については、3の(2)のウの(ア)により提出された書類の審査の結果とともに、令和6年1月9日(火)までに通知する。

ア 実施時期

令和6年1月23日(予定)

イ 場所

Web会議システムで実施予定(ZOOMを想定)

ウ 実施方法

プレゼンテーションは一提案につき30分以内(厳守)とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を15分間程度設けることとする。

また、Web会議には日野町のライセンスにより招待するが、必要なパソコン、通信回線等は提案者が準備すること。

(3) 採点方法

企画提案書及び提案価格の評価は、次に示す審査項目により審査を行い、総合的に最も優れた提案者(最優秀提案者)を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

【審査項目】(合計100点)

項目	審査の視点
----	-------

(配点)	
機能 (40点)	<ul style="list-style-type: none"> ・視認性や操作性に優れているか ・職員によるシナリオ作成が容易であるか
サポート (30点)	<ul style="list-style-type: none"> ・シナリオ作成等のサポートは十分か ・定期的な研修、相談は可能か
運用 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・導入計画に無理はないか
見積金額 (20点)	<p>以下の計算式で算出する。</p> $\text{評価点} = 20 \text{点} \times (\text{全提案者の最低見積金額} / \text{提案者の見積金額})$ <p>※小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位表示とする。</p> <p>※見積金額は、月額料金とする。</p>

(4) 非選定理由の通知

ア 最優秀提案者が選定されたとき、最優秀提案者とならなかった者に対してその旨を書面で通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く）に、書面（様式自由）により、最優秀提案者とならなかった理由について説明を求めることができる。なお、その回答については、説明を求めることができる期日の翌日から起算して7日以内（日曜日及び土曜日を除く）に書面で回答する。

(5) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。なお、協議が不調のときは、企画提案書の最終審査により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書の取扱い

企画提案書は、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。

イ 著作権の取扱い

(ア) 最優秀提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前には提案者に帰属するものとする。

(イ) 最優秀提案者に選定されなかった提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

(ウ) 町は提案者に対して、提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものと

する。

(7) 情報公開の取扱い

ア 提案者は、提出書類及び提案書が日野町情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書の開示の対象になることをあらかじめ承知の上、提出するものとする。

イ 提出書類は、日野町情報公開条例に規定する非開示情報に該当するものをのぞき、同条例の規定による公文書の開示の対象となるが、日野町は、提出者に無断でこのプロポーザル以外の用途には使用しない。

(8) その他

ア 3の(1)の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた企画提案者は無効とする。

イ 企画提案書、価格提案書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

問合せ先

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨101番地

日野町総務課

電話 0859-72-0331 ファクシミリ 0859-72-1484

メールアドレス soumu@town.tottori-hino.lg.jp